

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 24 日 (金) 第 398 号 の 7



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

人 事 委 員 会 規 則

○鹿児島県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (総務課取扱い) 1

人 事 委 員 会 規 則

鹿児島県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第 6 号

鹿児島県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の定年等に関する規則 (昭和60年人事委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 条第 5 項」の次に「, 第 9 条第 3 項, 第 12 条及び第 13 条」を加える。

第 2 条中「第 4 条第 2 項の規定により」を「第 4 条第 1 項ただし書の規定により異動期間を延長した職員の勤務延長に係る」に、「勤務期限延長承認申請書」を「異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該申請書には、次条に規定する書面の写しを添付するものとする。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 任命権者は、条例第 4 条第 2 項の規定により勤務延長の期限の延長に係る人事委員会の承認を得ようとする場合は、勤務延長の期限延長承認申請書 (別記第 2 号様式) を人事委員会に提出するものとする。この場合において、当該申請書には、次条に規定する書面の写しを添付するものとする。

第 4 条中「条例第 4 条第 2 項」を「同条第 2 項」に、「別記第 2 号様式」を「別記第 3 号様式」に改める。

第 5 条中「別記第 3 号様式」を「別記第 4 号様式」に、「まで」を「までに」に改め、「条例第 4 条第 1 項の規定による」を削り、「勤務の延長」の次に「(条例第 4 条第 1 項ただし書の規定により人事委員会の承認を得たものを除く。)」を加える。

本則に次の 7 条を加える。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第 6 条 条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の期限の延長承認)

第 7 条 任命権者は、条例第 9 条第 2 項又は第 4 項の規定により人事委員会の承認を得ようとする場合は、異動期間の期限延長承認申請書 (別記第 5 号様式) を人事委員会に提出するものとする。この場合において、当該申請書には、次条に規定する書面の写しを添付するものとする。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第 8 条 条例第 10 条の規定による職員の同意は、書面によるものとする。

（異動期間の延長に係る状況の報告）

第 9 条 任命権者は、異動期間延長報告書（別記第 6 号様式）により、毎年 5 月末日までに、前年の 4 月 2 日からその年の 4 月 1 日までの間に条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を、人事委員会に報告するものとする。

（定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意）

第 10 条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用をされた場合の給与
- (4) 定年前再任用をされた場合の 1 週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

2 任命権者は、前項の規定により職員の同意を得ようとするときは、書面によらなければならない。

（定年前再任用の選考に用いる情報）

第 11 条 条例第 12 条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

（定年前再任用に係る状況の報告）

第 12 条 任命権者は、毎年 5 月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を人事委員会に報告するものとする。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記

第 1 号 様 式 (第 2 条 関 係)

異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書					
					第 年 月 日 年 月 日
人事委員会委員長殿 (任命権者名)					
鹿児島県職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項ただし書の規定により異動期間を延長した職員の勤務延長について、下記のとおり申請します。					
記					
勤 務 延 長 予 定 者	氏 名		生年月日	年 月 日	
	職 名		所 属		
	給料表・級・号給	()	級 号給	定年年齢	歳
	定 年 退 職 日	年 月 日	延長前の異動 期間の末日	年 月 日	
	延長された異動期間の延長理由				
	根拠条項				
現に従事している職務の内容					
勤務延長申請の理由			勤務延長の期限	年 月 日	
根拠条項					
その他参考となる事項					

- 添付書類 1 勤務延長予定者の同意書
2 勤務延長予定者の履歴書

別記第3号様式中「第3号様式」を「第4号様式（第5条関係）」に、「条例第4条第1項の規定による勤務の延長」を「勤務の延長（鹿児島県職員の定年等に関する条例第4条第1項ただし書の規定により人事委員会の承認を得たものを除く。）」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第2号様式中「第2号様式」を「第3号様式（第4条関係）」に改め、同様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第 2 号 様 式 (第 2 条 関 係)

勤務延長の期限延長承認申請書					
人事委員会委員長殿 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> 第 号 年 月 日 </div> (任命権者名) 鹿児島県職員の定年等に関する条例第 4 条第 2 項の規定により勤務延長の期限を延長した職員について、下記のとおり申請します。 記					
勤 務 延 長 予 定 者	氏 名		生年月日	年 月 日	
	職 名		所 属		
	給料表・級・号給	() 級	号給	定年年齢	歳
	定年退職日	年 月 日	現在の異動 期間の末日	年 月 日	
	現在の勤務延長の理由				
	根拠条項				
現に従事している職務の内容					
勤務延長申請の理由			勤務延長の期限	年 月 日	
根拠条項					
その他参考となる事項					

- 添付書類 1 勤務延長予定者の同意書
 2 勤務延長予定者の履歴書

別記第 4 号様式の次に次の 2 様式を加える。
第 5 号様式 (第 7 条関係)

異動期間の期限延長承認申請書					
					第 年 月 日 号
人事委員会委員長殿					
(任命権者名)					
鹿児島県職員の定年等に関する条例第 9 条第 2 項又は第 4 項の規定により異動期間の期限延長について、下記のとおり申請します。					
記					
期 限 延 長 予 定 者	氏 名		生年月日	年 月 日	
	職 名		所 属		
	給料表・級・号給	()	級	号給	定年年齢 歳
	定 年 退 職 日	年 月 日		異 動 期 間 の 末 日	年 月 日
	既に延長された異動期間の延長理由				
根拠条項					
現に従事している職務の内容					
期限延長申請の理由			勤務延長の期限	年 月 日	
根拠条項					
その他参考となる事項					

- 添付書類 1 期限延長予定者の同意書
2 期限延長予定者の履歴書

第 6 号 様 式 (第 9 条 関 係)

異 動 期 間 延 長 状 況 報 告 書	
<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>人事委員会委員長殿</p> <p style="text-align: center;">(任命権者名)</p> <p>鹿児島県職員の定年等に関する規則第 9 条の規定により異動期間の延長の状況について、別紙のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>鹿児島県職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定による異動期間の延長 件</p>	

(別紙)

氏名 (上段) 生年月日 (下段)	延 長 前 の 状 況			延 長 後 の 状 況			勤 務 延 長 の 事 由
	職名 (上段) 所属 (下段)	給料表の種類 職務の級, 号給	定 年 年 齢 (上段) 定年退職日 (下段)	職名 (上段) 所属 (下段)	給料表の種類 職務の級, 号給	勤 務 期 限	
年 月 日		級 号級 (年 月 日現在)	歳 ----- 年 月 日		級 号級 (年 月 日現在)	年 月 日 まで	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 8 項の規定は、公布の日から施行する。
(令和 4 年改正条例附則第 23 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 34 条第 1 項の規定による勤務についての準用)
- 2 改正後の鹿児島県職員の定年等に関する規則第 2 条から第 5 条までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第 27 号。以下「令和 4 年改正条例」という。）附則第 23 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 34 条第 1 項の規定による勤務について準用する。
(令和 4 年改正条例附則第 23 条第 2 項、第 31 条第 2 項及び第 34 条第 2 項の人事委員会規則で定める職)
- 3 令和 4 年改正条例附則第 23 条第 2 項、第 31 条第 2 項及び第 34 条第 2 項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（これらの規定に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年（これらの規定に規定する新定年条例定年、新学校職員定年条例定年又は新警察定年条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（同日が令和 5 年 3 月 31 日である場合には、令和 4 年改正条例第 12 条、第 13 条又は第 14 条の規定による改正前の鹿児島県職員の定年等に関する条例、鹿児島県学校職員の定年等に関する条例（昭和 59 年鹿児島県条例第 30 号）又は鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例（昭和 59 年鹿児島県条例第 31 号）（以下これらを「旧条例」という。）第 3 条に規定する定年に準じた年齢）を超える職とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された職
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
(令和 4 年改正条例附則第 23 条第 2 項、第 31 条第 2 項及び第 34 条第 2 項の人事委員会規則で定める職員)
- 4 令和 4 年改正条例附則第 23 条第 2 項、第 31 条第 2 項及び第 34 条第 2 項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年（同日が令和 5 年 3 月 31 日である場合は、旧条例第 3 条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。
(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)
- 5 任命権者は、暫定再任用（令和 4 年改正条例附則第 24 条第 1 項、第 24 条第 2 項、第 25 条第 1 項又は第 25 条第 2 項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。
 - (1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容
 - (2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日
 - (3) 暫定再任用をされた場合の給与
 - (4) 暫定再任用をされた場合の 1 週間当たりの勤務時間
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項
(暫定再任用の選考に用いる情報)
- 6 令和 4 年改正条例附則第 24 条第 1 項、第 24 条第 2 項、第 25 条第 1 項及び第 25 条第 2 項の人事委員会規則で定める情報については、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。
 - (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
 - (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
(暫定再任用等に係る状況の報告)
- 7 任命権者は、毎年 5 月末日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告しなければならない。

- (1) 前年度における暫定再任用の状況
 - (2) 前年度における暫定再任用をされた職員の任期の更新の状況
(準備行為)
- 8 附則第 5 項の規定による暫定再任用の手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- (令和 4 年改正条例附則第 29 条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職)
- 9 令和 4 年改正条例附則第 29 条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同条に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年相当年齢（令和 4 年改正条例附則第 25 条第 2 項に規定する新定年条例定年相当年齢をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）とする。
- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
(令和 4 年改正条例附則第 29 条の人事委員会規則で定める者)
- 10 令和 4 年改正条例附則第 29 条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者とする。
- (令和 4 年改正条例附則第 29 条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)
- 11 令和 4 年改正条例附則第 29 条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第 9 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。